

解説

国際公会計基準審議会 (IPSASB) 公開草案第56号 「国際公会計基準の適用範囲」

IPSASBボードメンバー／公認会計士 伊澤 賢司

IPSASBテクニカル・アドバイザー／公認会計士 落谷 竹生

1 本公開草案の目的

本公開草案 (ED) の目的は、国際公会計基準 (IPSAS) 第1号「財務諸表の表示」における政府系企業 (GBE) の定義を削除し、それにより他のIPSAS及び推奨実務ガイドライン (RPG) に間接的に生じる修正を提案することである。

2 政府系企業に関する論点

現在、IPSAS第1号は、GBEを以下のように定義している。

政府系企業とは、以下のすべての特徴を有する主体をいう。

- (a) 自らの名義で契約を締結する力を有する主体で
- (b) 事業を展開する財務上及び経営上の権限が付与されており
- (c) 正常な事業運営過程で、他の主体に対して利益を上乗せした価格若しくは総原価回収額で財貨及びサービスを販売し
- (d) 継続主体となるために政府の財政支援に依存し続けるものではない (独立第三者取引条件により生産物を購入する場合を除いて)

(e) 公的部門の主体によって支配されている主体

IPSASの各基準において、GBEは、IPSASの適用範囲から除外され、国際財務報告基準 (IFRS) の適用対象として定められている。しかし、実態としてGBEとして表される主体は幅広く、中にはIPSASBのGBEの定義を満たしていないものがある。また、定義の構成要素の解釈にも、各国においてばらつきがあるように見受けられる。

この問題に対処するため、IPSASBは、2014年8月にコンサルテーション・ペーパー (CP) 「政府系企業及びその他の公的部門の主体に対する国際公会計基準の適用範囲」を公表した。当該CPでは、以下の4つの選択肢を提示し、利害関係者の意見を募った。

(1) IPSAS策定の対象である公的部門の主体の特徴を説明する。このアプローチの下では、GBEは定義されない。このアプローチには、以下の2つの選択肢がある。

- (1 a) IPSASBの現在の用語及び策定中の術語を用いる。
- (1 b) 政府財政統計報告ガイド

ライン及び解説ガイダンスを用いる。

(2) 定義の適用にまつわる問題を解決するために、IPSAS第1号で定められた現在のGBEの定義を修正する。これには以下の2つの方法が考えられる。

(2 a) 現在のGBEの定義を明確にする。及び (又は)

(2 b) 現在のGBEの定義を狭める。

CPへの回答者は、選択肢 (1 a) を強く支持しており、IPSASBも同様の見解であった。

3 本EDの提案内容

本EDでは、上記の選択肢 (1 a) に沿って、以下の内容を提案している。

- IPSAS第1号「財務諸表の表示」からGBEの定義を削除する。
- 各IPSAS及びRPGの「適用範囲」のセクションから、「GBEはIPSASを適用しない」と定めている条項を削除する。
- 「国際公会計基準に関する趣意書」の第10項を、以下のように修正して、IPSASの適用対象となる公的部門の主体の「特徴」を定め

る。

(現在の第10項)

IPSASは、GBEsを除くすべての公的部門の主体の一般目的財務諸表に適用されるように設計される。公的部門の主体には、特に明示されない限り、国家政府、地域政府（例：州、郡、準州）、地方政府（例：市、町）及び関係政府機関（例：エージェンシー、審議会、委員会、及び企業）を含む。国際組織もIPSASを適用する。IPSASは、GBEには適用されない。GBEは、国際会計基準審議会が発行する国際財務報告基準（IFRS）を適用する。IPSASは、GBEの定義を含んでいる。

(第10項の修正案)

IPSASは、以下に該当する公的部門の主体に適用されるように設計さ

れる。

- (a) 公益に資する及び／又は所得と富を再分配するサービスの提供に責任を有する。
- (b) 主に、税金及び／又は他の階層の政府からの移転、社会貢献、負債又は手数料により、直接的又は間接的に活動資金を手当てし、対投資リターン又は投資の返還を求める資金提供者を有していない。
- (c) 主目的を、利益を上げることとしていない。

上記の提案について、各国利害関係者のコメントが求められており、コメントの期限は2015年11月30日である。

本解説記事は、日本公認会計士協会のウェブサイト (<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ITI/publicaccounting/>) にも掲載される。